

和光市

道路の位置の指定、変更及び取消しの

審査基準

和光市 都市整備部 建築課

目 次

I	趣旨	p 1
II	手続の流れ	2
III	申請手続き	3
1	標準処理期間	3
2	手数料の納付	3
3	申請に必要な書類等	3
4	申請図書記載事項（様式第7号、第9号関係）	3
5	申請図書記載事項（様式第8号関係）	4
6	関係権利者及び管理者の承諾	6
7	道路の位置の指定と開発との関係	6
8	当該申請に係る位置指定道路等となる土地の分筆	7
9	地区計画等の区域内の取扱い	7
10	盛土規制法の対象となる工事の取扱い	7
IV	指定の取扱基準	8
1	延長の測り方	8
2	幅員の測り方	8
3	既存道路との接続部分	8
4	水路の扱い	9
5	隅切り	9
6	階段	9
7	自動車転回広場	9
8	側溝等について	9
9	道路構造について	9
10	その他必要な措置	9
V	道路の位置の変更及び取消し	11
1	申請手続き	11
2	取扱基準	11
VI	自動車転回広場の基準	12
VII	建築基準法施行令	20
VIII	様式集	21

I 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条及び第10条、建設省告示第1837号（昭和45年12月28日。以下「告示」という。）並びに和光市建築基準法施行細則（平成10年和光市規則第5号。以下「細則」という。）第8条及び第9条の規定によるほか、この基準に必要な事項を定めるものとする

II 手続の流れ

1 事前相談

道路位置指定の新設、変更又は廃止を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、事前に建築課及び関係各課に相談し、必要な事項を確認の上、建築課開発指導担当に相談票を提出する。

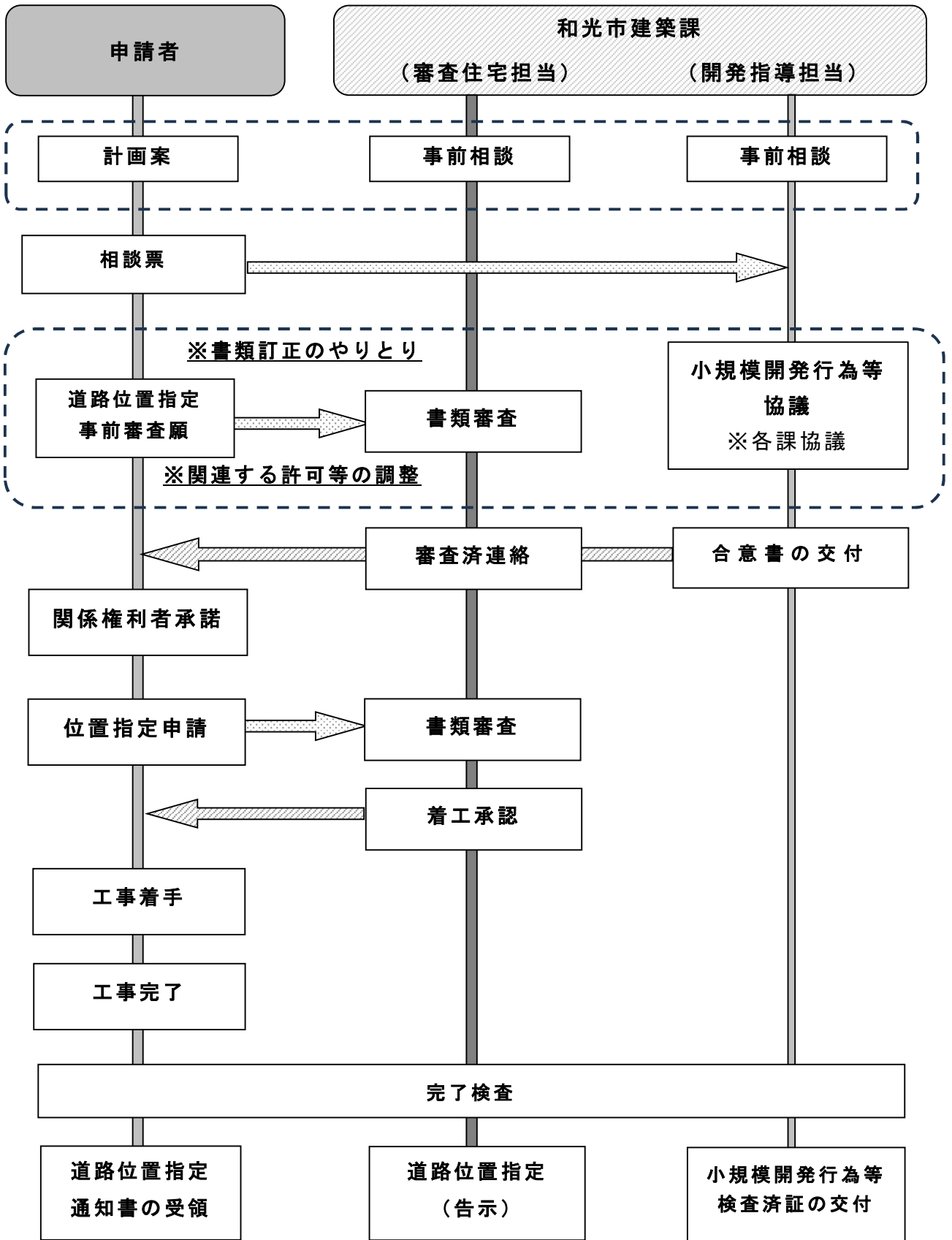
2 関係各課との調整

相談票の回答後、申請者は道路位置指定事前審査願を建築課審査住宅担当に提出し、位置指定道路の事前審査を受けるとともに、和光市まちづくり条例に基づく小規模開発行為等協議を実施する。関連する許可等の調整も併せて行う。

3 道路位置指定申請

- (1) 申請者は、小規模開発行為等の合意書の交付及び道路位置指定の事前審査済の連絡を受けた後、関係権利者の承諾を得て道路位置指定申請を提出するものとする。建築課の審査において特に支障がないと認められた場合には、現場の施工を行うことができる。
- (2) 申請者は、道路位置指定及び小規模開発行為等の工事が完了したら、建築課開発指導担当に完了した旨を届け出る。
- (3) 建築課は、前号の届出があった場合、関係各課と現場検査を実施する。
- (4) 建築課は、前号の検査の結果、書類及び施行状況等すべてにおいて支障がないと認めるときは、指定番号を発行する。
- (5) 建築課は、(3)の検査の結果、基準に適合しないと認めるときは、指定番号を発行してはならない。ただし、不適合箇所が是正され、建築課において確認できたときは、指定番号を発行する。

道路位置指定等の手続の流れ



Ⅲ 申請手続き

1 標準処理期間（工事施工期間を含む）

道路の位置の指定の申請に対する処分の標準処理期間は、40日とする。なお、申請道路の道路工事施工期間を含むため、工事期間が20日以上の場合には処理期間が延びることになり、工事期間が短くなれば、処理期間も縮む。

2 手数料の納付

道路の位置の指定、変更又は取消し一件につき5万円を申請時に納付する。

3 申請に必要な書類等

正本

- (1) 道路位置指定申請書（正）（様式第7号（その1））
- (2) 道路位置図（原図）（様式第8号）
- (3) 道路位置図（写）（様式第8号）
- (4) 代理人のいる場合はその委任状
- (5) 当該申請に係る道路となる土地すべての登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (6) 指定が公有土地（道路敷、水路敷等）に関係する場合はその部分の使用を許可する書面等の写し
- (7) 相続関係を明らかにする必要があるときは戸籍謄本、死亡証明書等の写を添付し、図面備考欄にその旨を記載する。
- (8) 求積図（道路となる土地及びその利用宅地等）
- (9) 給排水計画図（給水計画、雨水及び汚水排水計画、形状によっては縦断面図）
- (10) 登記事項証明書に記載している住所と現住所が異なる場合は住民票の写し等。
- (11) 当該申請に係る道路となる土地に関し権利を有する者及び管理者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書（作成後3月以内のものに限る。）。ただし官公庁の場合は不要とする。
- (12) 盛土規制法の許可を受けている場合は許可証等の写し
- (13) 和光市まちづくり条例に基づく小規模開発行為等の合意書の鑑の写し
- (14) その他当該道路位置指定に関し市長が必要と認める書類

副本

- (1) 道路位置指定通知書（副）（様式第7号（その2））
- (2) 道路位置図（写）（様式第8号）
- (3) その他正本に添付した図書又はその写一式

4 申請図書記載事項（様式第7号関係、様式第9号関係）

- (1) 申請者

申請者は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路又は埼玉県建築基準法施行条例（以下「条例」という。）第56条の3第1項第5号の規定による道路（以下「位置指定道路」という。）の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者とする。

(2) 代理者及び図面作成者

代理者及び図面作成者は建築士、測量士又は土地家屋調査士とする。

(3) 道路となる土地（変更・取消しとなる道路）の地名地番

道路となる土地（変更・取消しとなる道路）の地名地番とは、当該申請に係る位置指定道路の部分の地名、地番（地番及び号を含む。）をいう。なお、当該申請に自動車転回広場の部分を含む場合においては、当該部分の地名、地番も記入する。

(4) 申請に係る道路（変更・取消しとなる道路）の幅員

申請に係る道路（変更・取消しとなる道路）の幅員は当該申請に係る位置指定道路の各幅員をとるものとする。ただし不整形な土地で幅員を特定することが困難な場合は、平均の幅員をとるものとする。

(5) 申請に係る道路（変更・取消しとなる道路）の延長

申請に係る道路（変更・取消しとなる道路）の延長は当該申請に係る位置指定道路の各幅員別の合計延長とする。

5 申請図書記載事項（様式第8号関係）

(1) 付近見取図

建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第9条の規定による付近見取図には、方位、当該申請に係る位置指定道路及び自動車転回広場の位置、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(2) 公図の写

① 縮尺は1/500とする。

② 方位は付近見取図と一致させる。

(3) 位置指定道路及び自動車転回広場の構造図

① 構造図は横断図面とする。

② 縮尺は1/50とする。

③ 側溝等及び標示杭の位置、路面の構造、排水の方法及びその他必要な事項を図示する。

(4) 規則第9条に規定する地籍図

① 申請図の凡例に従って記載する。

② 縮尺は、1/100から1/300の範囲とし、やむを得ない場合には1/600以上とすることができる。

③ 方位は付近見取図と一致させる。

④ 位置指定道路及び自動車転回広場の位置は隣地境界又は測量の基点からの距離により表すものとする。この場合の基点とは、公道の角、地番号界等の不動点をいう。

⑤ 地番号界及び地番号

⑥ 権利者名

各敷地又は地番号ごとに土地又は建築物若しくは工作物の権利者名又は管理者の別をそれぞれの権利別欄に記入する。

⑦ 既存建築物並びに工作物及び予定建築物並びに工作物の配置、用途及び出入口の方向（矢印）を記入する。

⑧ 土地の状況

崖、擁壁又は高低差のある場合は図示する。盛土規制法の許可を取得した場合は、その許可年月日と番号を記入する。

⑨ 敷地区画の表示

敷地の区画割を記入し、併せて敷地の各辺の長さを記入する。特に路地状敷地の場合は幅員及び延長を記入する。

⑩ 既存道路及び計画道路

既存道路については、法第42条各項各号又は条例第56条の3各項各号の種別と位置、幅員を記入する。計画道路については、位置、幅員を記入する。このほか、既存の位置指定道路については、指定年月日、番号、幅員及び延長を記入する。

⑪ その他

土地の形態、状況を表すのに必要な表示及び事項（例えば、鉄道、市町村界、池、立木等）を記入する。

(5) 位置指定道路の縦断図面

当該申請に係る位置指定道路の縦方向に高低差のある場合に必要とし、高低差、勾配等を図示する。

(6) 凡 例

方	位		郡	界	
道路位置の標	識		都市計画路線		
へ	い		既存道路		
(構造を記入のこと)			申請する道路の位置		
主要出入口	口		(自転車転回広場を含む)		
井	戸		指定された道路の位置及び建築線		
生	垣		(指定年月日及び番号を記入のこと)		
予定建築	物		廃止される道路の位置		
(用途を記入のこと)			予定する道路の位置		
既存建築	物		擁	壁	
(用途を記入のこと)			高	庄	
敷地	界		が	け	
地	界		水路及び土揚敷		
市	界				
町					
村					

(7) 承諾書

① 権利別に承諾者の住所、氏名及び承諾年月日を記入し、承諾印を押印する。

- ② 法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記載する。
- ③ 当該申請に係る位置指定道路又は自動車転回広場の部分の土地に関して権利を有する者及び当該道路を建築基準法施行令（以下「令」という。）第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理する者（以下「管理者」という。）の承諾印は、実印を使用する。ただし官公庁の場合は公印とする。

6 関係権利者及び管理者の承諾

(1) 承諾を必要とする範囲

- ① 当該申請に係る位置指定道路となる土地、自動車転回広場となる土地又はこれらの土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権、対抗要件を備えた借地権若しくは登記された権利を有する者又はこれらの権利に関する仮登記等の登記名義人。
- ② 当該申請に係る位置指定道路となる土地に沿接する土地、自動車転回広場となる土地に沿接する土地又はこれらの沿接する土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権を有する者。ただし、公有地で、当該申請に係る位置指定道路となる土地に沿接する土地、自動車転回広場となる土地に沿接する土地又はこれらの土地に沿接する土地にある建築物若しくは工作物に関してやむを得ないと認めた場合は承諾を必要としない。
- ③ 私道（法第42条の規定による道路に限る）に接続して指定を受ける場合は、その私道に関して所有権を有する者。
- ④ 施行令第144条の4第1項第1号口による公園、広場その他これらに類するものに接続している場合は、自動車が転回することについての承諾をすることができる権利を有する者。
- ⑤ アからエについて共有物件の場合はこれらの権利を有する者全員とする。
- ⑥ 上記のアに該当する者の中から選出された管理者。ただし、管理者は上記のア全員の同意のもと、その他の者へ委任することができる。委任する場合は委任状（任意様式）を申請書に添付すること。

(2) 承諾についての一般事項

- ① 公有地については、その管理する者の承諾でよいものとする。
- ② 権利者が未成年者又は成年被後見人等の場合は法定代理人の承諾を要するものとする。
- ③ 申請後に当該申請に係る位置指定道路又は自動車転回広場の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要するものとする。ただし、軽微な訂正（権利に及ばないもの）は代理者でよい。

7 道路の位置の指定と開発との関係

法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定は、都市計画法第29条第1項の規定により許可を受けなければならない開発行為以外の開発行為に

よる道路を対象とする。

なお、和光市まちづくり条例において、道路の位置の指定は、小規模開発行為等の対象となり、位置指定申請の前に別途協議が必要になる。

8 当該申請に係る位置指定道路等となる土地の分筆

位置指定道路となる土地と自動車転回広場となる土地は分けて分筆し、土地地番を明確にすること。

9 地区計画等の区域内の取扱い

地区計画等の区域内の場合は、地区計画所管機関と連絡調整し位置指定道路の配置、規模及びその区域が適正かどうか確認する。

10 盛土規制法の対象となる工事の取扱い

盛土規制法の対象となる工事がある場合は、当該許可を取得してから位置指定申請をすること。

IV 指定の取扱基準

1 延長の測り方

- (1) 位置指定道路の各部分の中心線の長さの合計とする。なお、袋路状道路の先端の計り方は有効幅員4メートルの部分までとする。
- (2) 水路に橋等をかけて取り付ける場合の延長(水路占用許可等を受けて接する道路)
 - ① 道路位置の指定(告示)の長さ
水路占用許可等を受けた部分を除いた長さとする
 - ② 施行令第144条の4第1項第1号イに規定する長さ(延長の長さ35メートル以内を検討する長さ)
水路占用許可等を受けた部分を含めた長さとする。
- (3) 法第42条第2項による道路(1.8メートル以上4メートル未満)に取り付ける位置指定道路の延長は、同項に基づき道路の境界線と見なされる線から測るものとする。

2 幅員の測り方

- (1) 幅員は、位置指定道路の中心線に直角に測るものとする。
- (2) 幅員は、各部分について4メートル以上なければならないものとする。
- (3) 法第42条の道路でない道(例えば幅員1メートル)を含めて指定するときは、その道幅を含めた幅員とする。
- (4) 幅員の一定でない道は、その平均の幅員をとるものとする。
- (5) 車両の通行に支障の生じることのない有効な幅員を確保し、道路内には、電柱、防火水槽、ごみ集積所等を設置しないものとする。

3 既存道路との接続部分

- (1) 既存道路と4メートル以上接続するものとする。
- (2) 既存の幅員6メートル以上の道路に増設される次の図のような袋路状の位置指定道路の幅員は、原則として6メートル以上とすること。



4 水路の扱い

- (1) 水路の場合で、その幅員が1メートル未満のものは法第42条第2項による川に含めないものとする。

- (2) 公図上は、水路があっても、現況が道路の状態であれば道路として扱うものとする。ただし、水路として、認定・管理している場合は水路部分について占用許可を受けるものとする。

5 隅切り

- (1) 施行令第144条の4第1項第2号ただし書きにおいて規定されている特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合については、両側隅切りが不可能な場合で、角地の隅角を挟む辺の長さ3メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りが片側に設けられる場合。又は歩道部分の幅が2メートル以上の道路に接続できる場合。
- (2) 当該申請に係る位置指定道路となる土地が、法第42条の道路に水路をはさんで接続される場合は隅切りを設けた場合と同等以上の長さを含む有効な幅員を有する水路の使用の許可等を受けるものとする。
ただし、水路の幅員が1メートル未満の場合はその水路の部分を隅切りの一部に含めることはできないものとする。
- (3) 曲り角が60度以下になる鋭角の角敷地は剪除長を2メートル以上とする。

6 令第144条の4第1項第4号ただし書きにより階段状とすることができる場合は、次に掲げる要件に該当する場合とする。

- (1) 延長35メートル以下とし、かつ、その道を利用する建築物は原則として8戸以下とする。
- (2) 階段を設ける場合には、
- ① 石造又はコンクリート造とする。
 - ② 上げは18センチメートル以下、ふみ面は26センチメートル以上とする。
 - ③ 高さが4メートルを超えるものにあつては高さ4メートル以内ごとに、ふみ幅1.2メートル以上の踊り場を設けるものとする。

7 自動車転回広場

- (1) 基準はⅣの別図による。
- (2) 縁石等を設けて境界を明らかにする。
- (3) 位置の標示をする。

8 側溝等について

側溝等（縁石含む。）は原則として道の両側に設けるものとする。

9 道路構造について

和光市道路設計指針の規定の例によること。

10 その他必要な措置

- (1) 崖地の上に指定する場合で、崖に近接する部分には安全上柵等を設けるものと

する。

- (2) 隣接地の承諾がとれないためやむを得ず隣地境界線から離して道路を設ける場合は、原則として25センチメートル以上離すものとする。

なお、この場合には、道路との間に塀、柵等を設けて道路が隣地に接していないことが一見してわかるようにする。

V 道路の位置の変更及び取消し

1 申請手続き

(1) 道路の位置の変更及び取消しの取扱い

道路の位置の変更及び取消しの申請手続きは、指定の規定を準用する。

(2) 関係権利者の承諾

道路の位置の変更及び取消しの関係権利者の承諾は、指定の規定を準用する。

2 取扱基準

(1) 法第43条及び条例第56条の4の規定に抵触する敷地が生じない場合は認めるものとする。なお、法及び条例のその他の規定に抵触する場合は、その後の対応を含め十分に検討した後に認めること。

(2) 通り抜け道路の一部取消しは、原則として認めないものとする。ただし、その一部を廃止して残される部分を含めた道路部分及び道路に沿接する敷地についての関係権利者全員の承諾が得られ、かつ、変更又は廃止によって延長が35メートルを超える袋路状の道路（幅員6メートル以上の道路は除く。）を生じない場合はこの限りでない。

(3) 道路の幅員の一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。

(4) 延長35メートルを越える幅員6メートル以上の袋路状の道路の幅員を、6メートル未満に変更することはできない。

(5) 取消しにより路地状となる敷地が生ずる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築敷地として使用承諾を得るものとする。

(6) 避難通路（昭和40年11月16日付け建第944号で制定、昭和46年2月23日付け建第2853号で廃止）のみの取消しは、認めないものとする。

(7) 平成30年9月25日より前に道路の位置の指定を受け、かつ同日以降に指定の変更を受けていない位置指定道路について取消しの申請を行う場合、管理者の承諾は不要とする。

VI 自動車転回広場の基準

1 転回広場の大きさ

車の大きさは、道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型四輪自動車の大きさとする。(幅1.7メートル以下、長さ4.7メートル以下)

(1) ロ型の場合

① 2台停車

間口6メートル以上で、面積40平方メートル以下とする。

② 1台停車

間口4メートル以上で、面積30平方メートル以下とする。

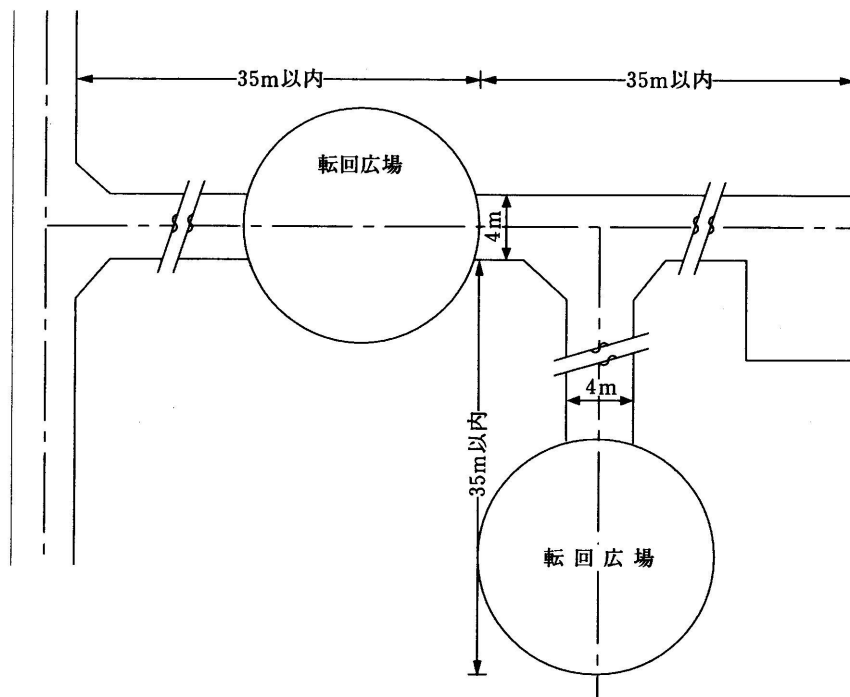
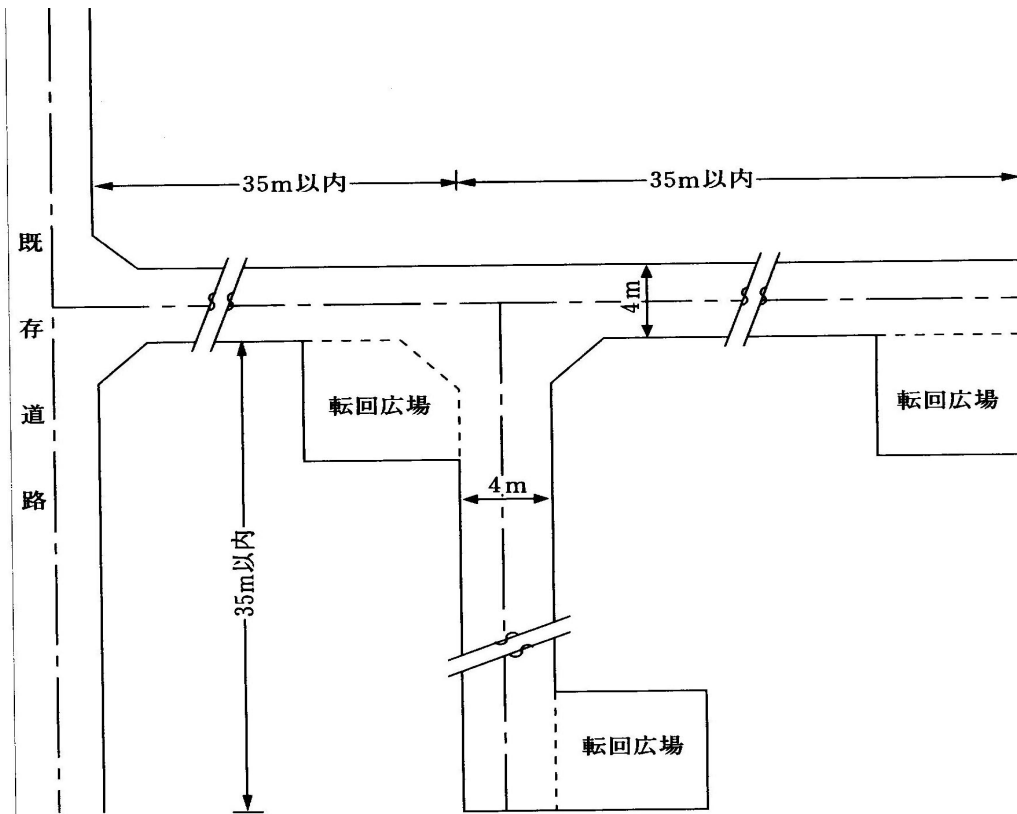
(2) O型の場合

道の中心線を中心として半径7メートル以上で、面積165平方メートル以下とする。

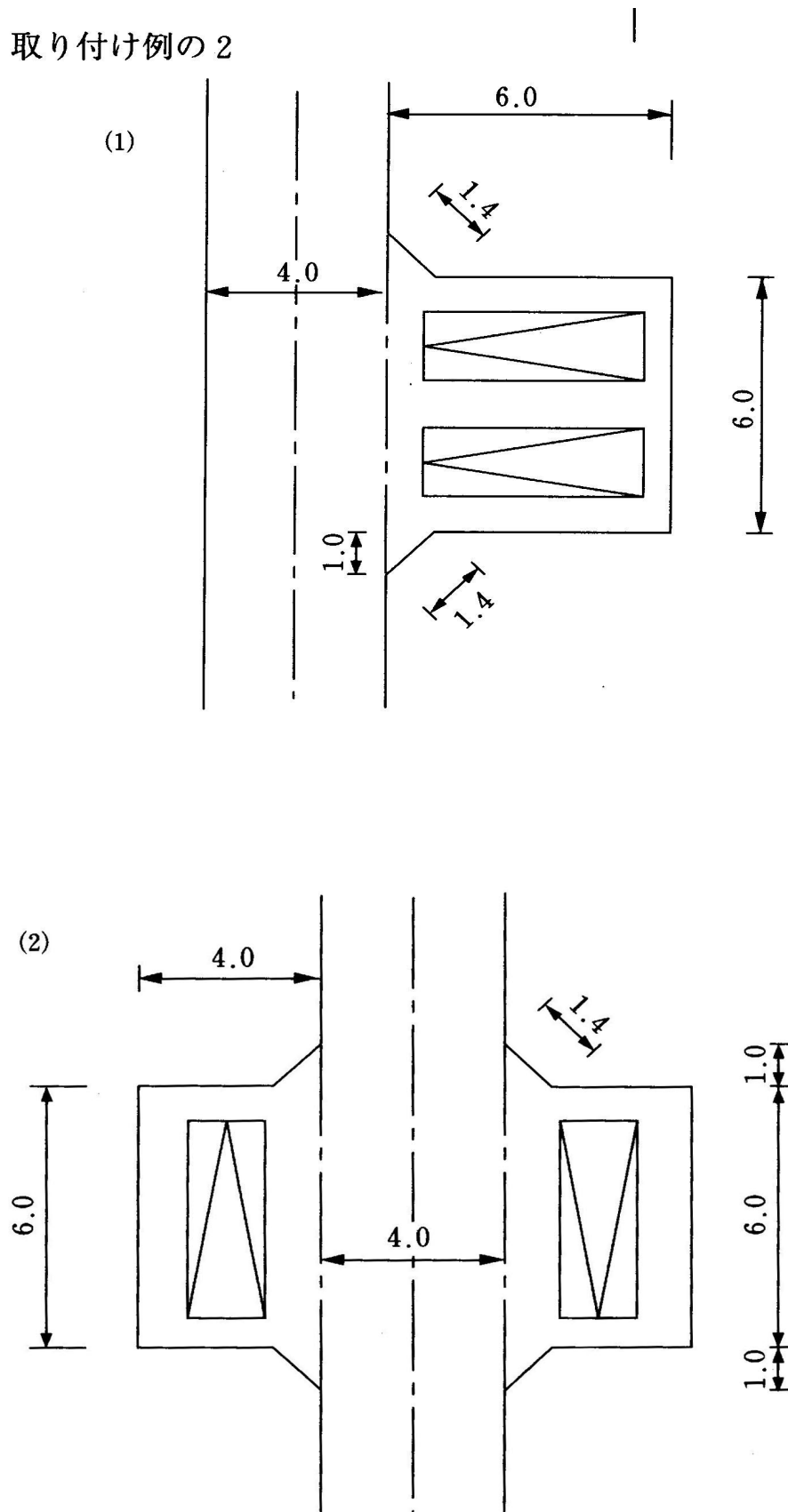
(3) 隅切りを設けた場合は、角地の隅角をはさむ辺の長さを1メートルとする。

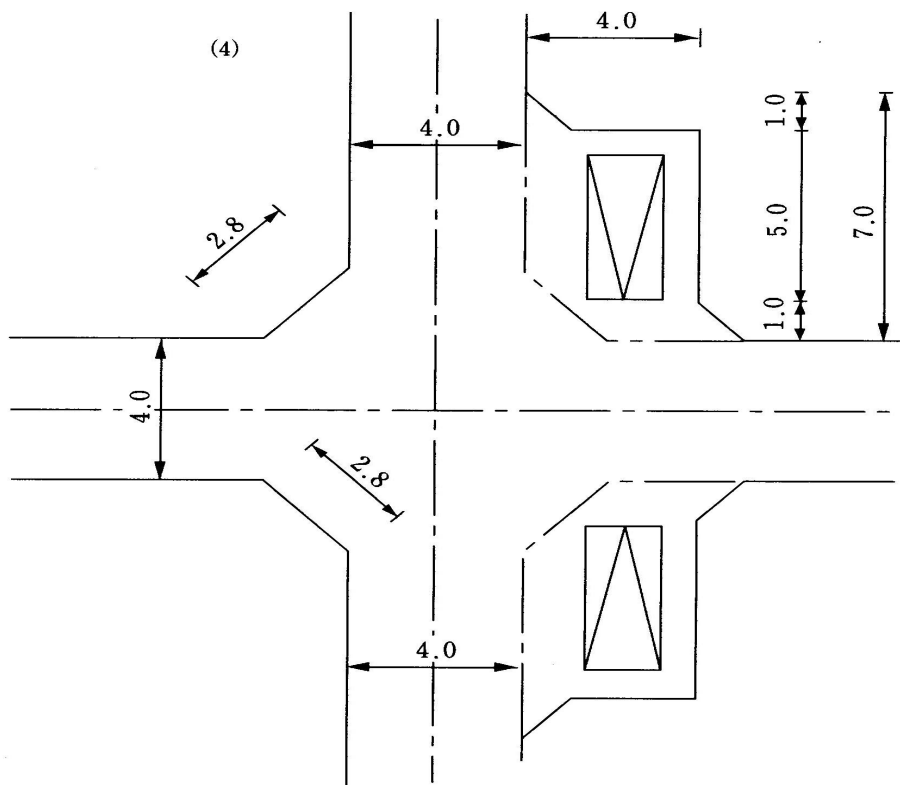
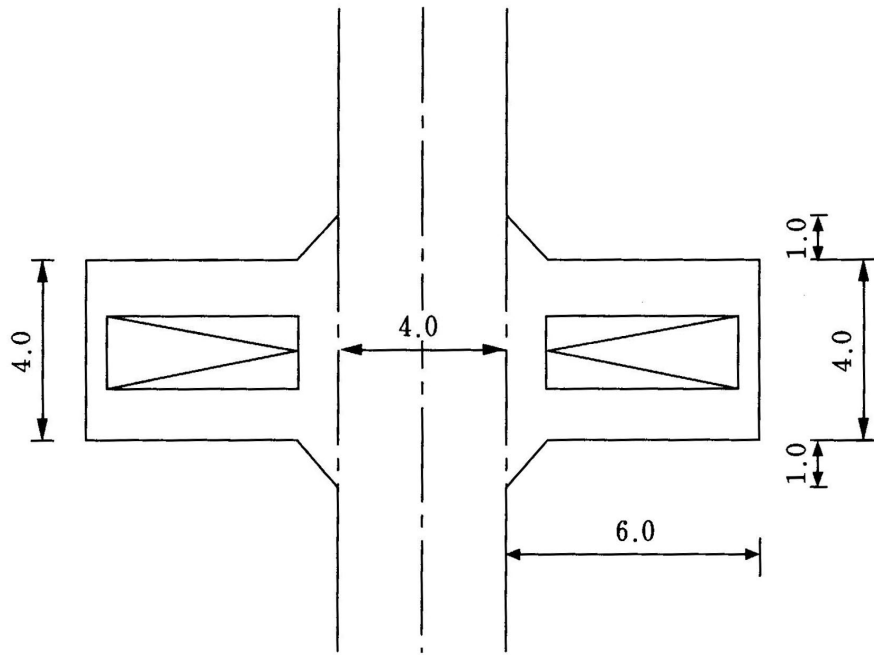
自動車転回広場の形態図集

1 取り付け基準例

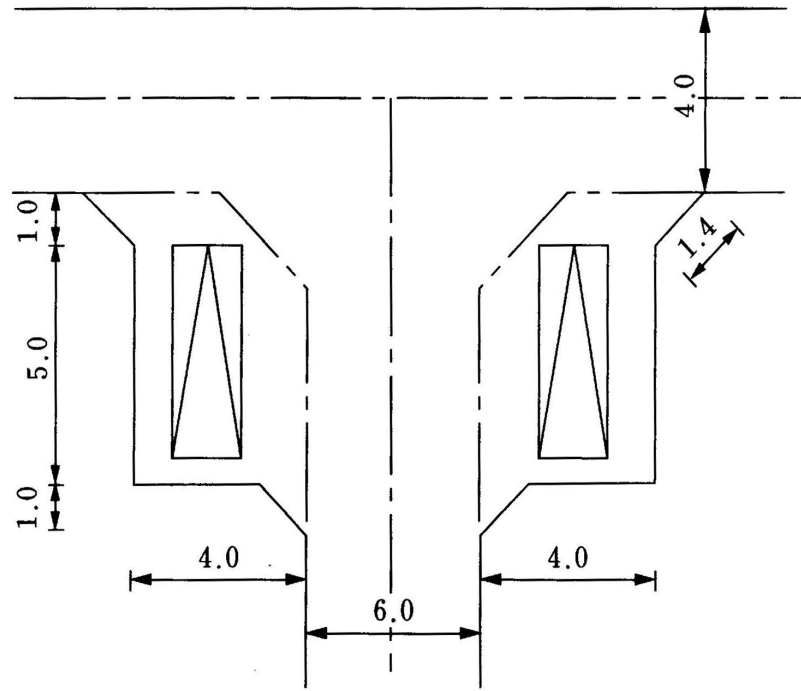


2 取り付け例の2

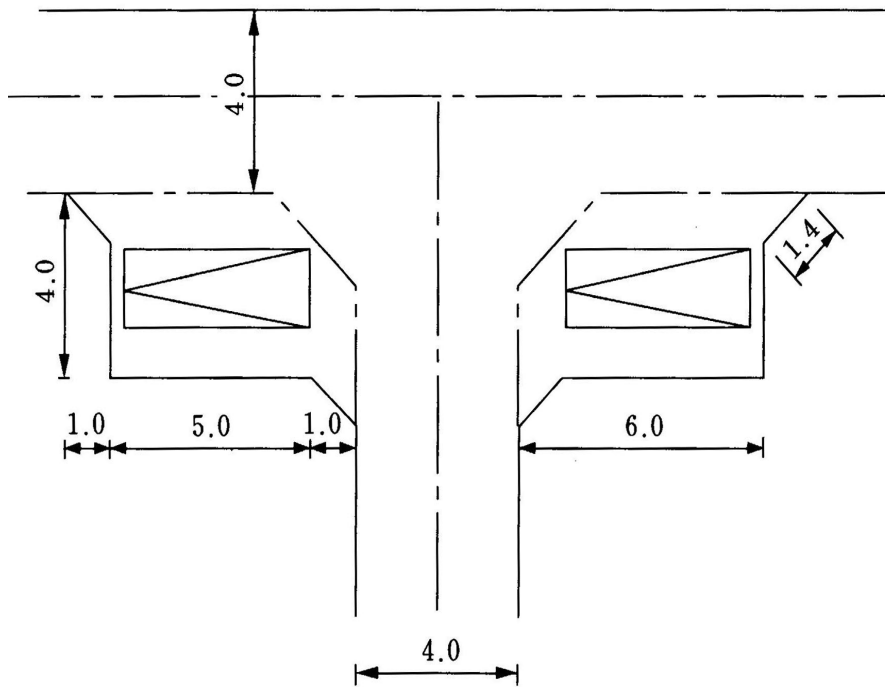




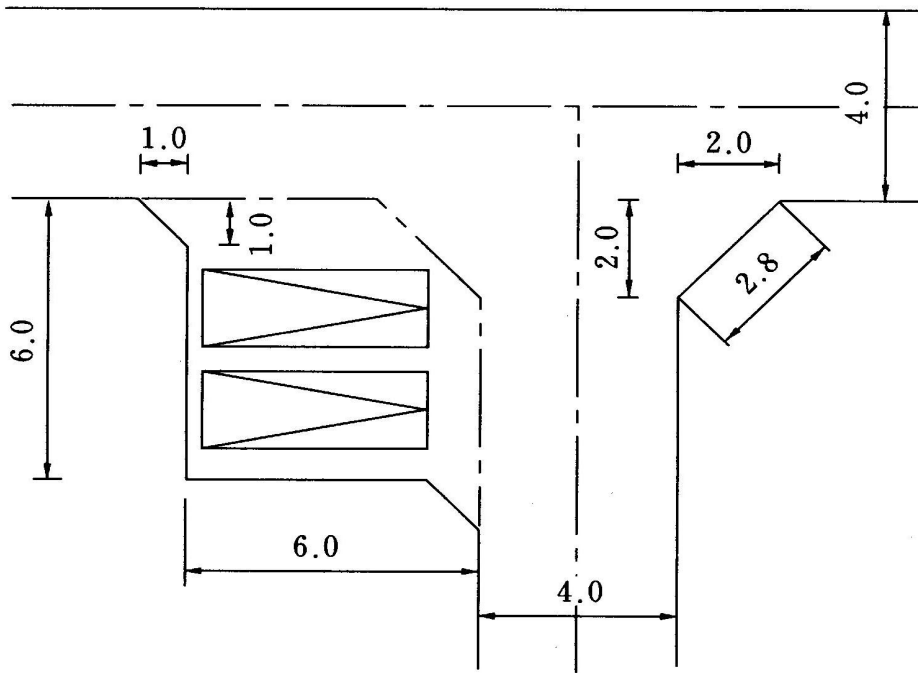
(5)



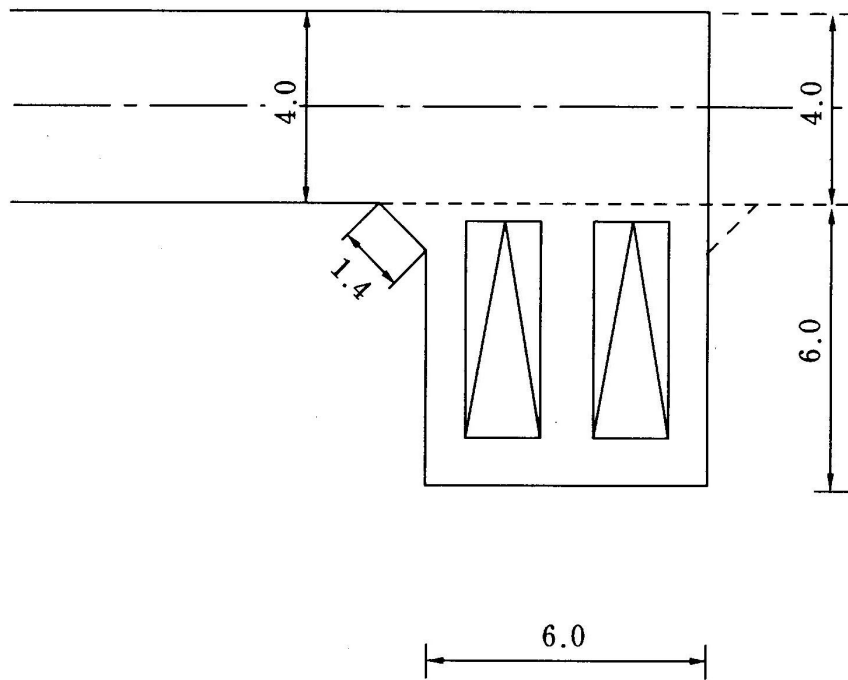
(6)

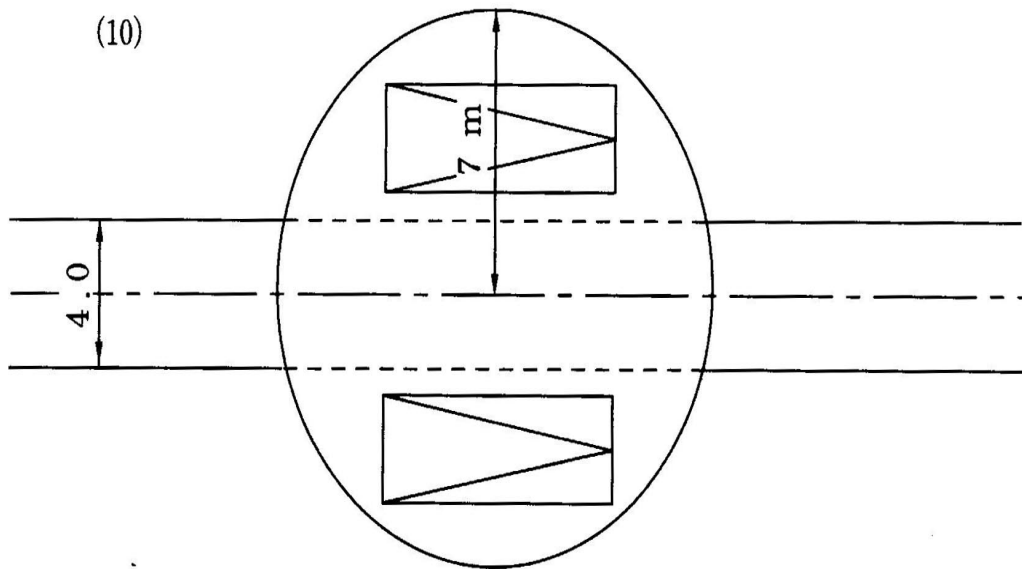
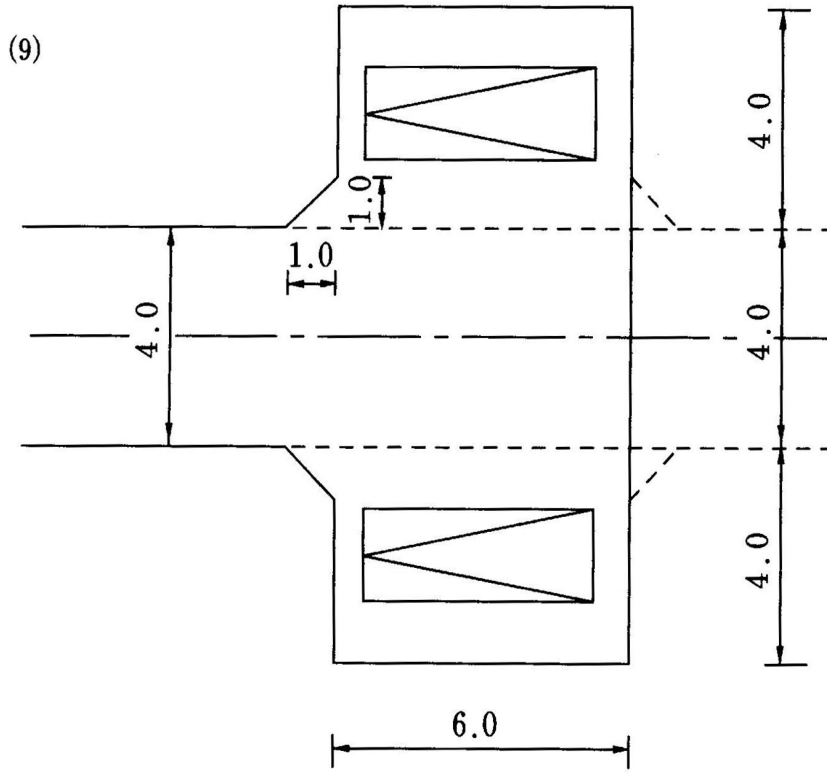


(7)

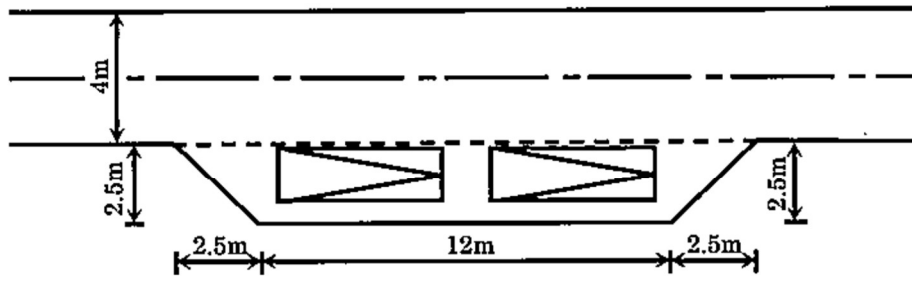


(8)

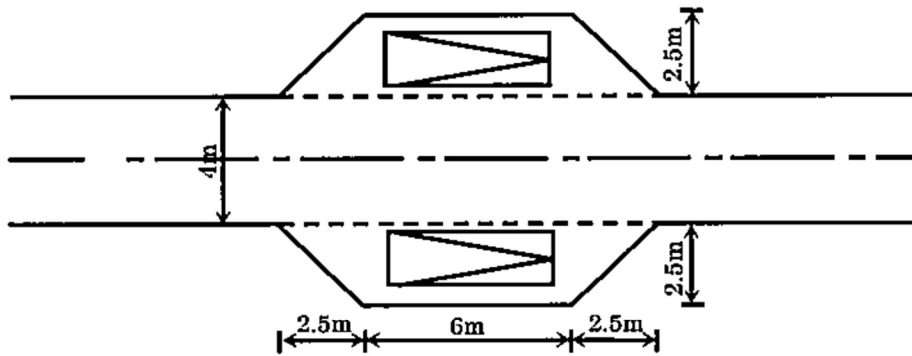




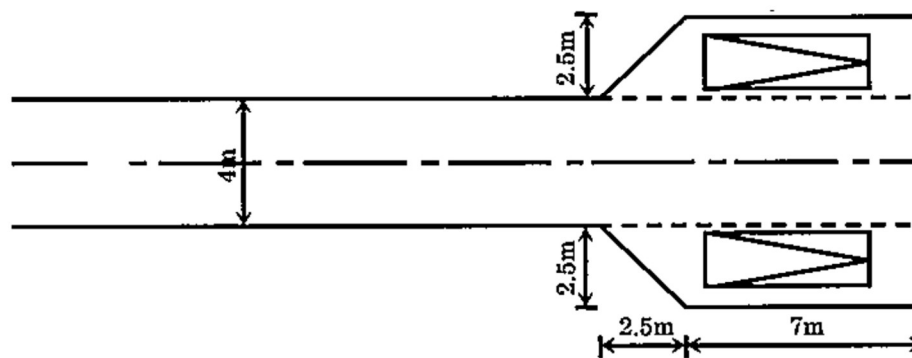
(11)



(12)



(13)



VII 建築基準法施行令

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

二 幅員が6メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。

3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

VIII 様式集

・ 道路位置指定申請書	様式第7号（その1）	22
・ 道路位置指定通知書	様式第7号（その2）	23
・ 道路位置図	様式第8号	24
・ 道路変更（取消し）申請書	様式第9号（その1）	25
・ 道路変更（取消し）通知書	様式第9号（その2）	26
・ 道路位置指定等の事前審査願		27

様式第7号（その1）（第8条関係）

正

道 路 位 置 指 定 申 請 書

<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和光市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>		
指定を受けようとする者の住所氏名	電話	
代理者住所氏名	印	電話
図面作成者住所氏名	印	電話
道路となる土地の地名・地番		
申請に係る道路の概要	幅員 m	延長 m
	面積 ㎡	形態 通り抜け・行き止まり
備 考		指定番号・年月日
		<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>

様式第7号（その2）（第8条関係）

副

道 路 位 置 指 定 通 知 書

<p>年 月 日付で申請のあった道路の位置の指定については、建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定したので、通知します。</p> <p>指定番号 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和光市長 印</p>		
申請者住所氏名	電話	
指定を受けようとする者の住所氏名	電話	
代理者住所氏名	電話	
図面作成者住所氏名	電話	
道路となる土地の地名・地番		
申請に係る道路の概要	幅員 m	延長 m
	面積 m ²	形態 通り抜け・行き止まり
備考		

様式第9号（その1）（第9条関係）

正

道 路 変 更（取 消 し）申 請 書

<p>建築基準法第42条第1項第5号の指定に係る道路の変更（取消し）したいので、 和光市建築基準法施行細則第9条第1項の規定により申請します。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和光市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>		
指定を受けた者の 住 所 氏 名	電話	
代理者住所氏名	印 電話	
図 面 作 成 者 住 所 氏 名	印 電話	
変更(取消し)となる 道路の地名・地番		
道 路 の 概 要	幅員 m	延長 m
	面積 m²	形態 通り抜け・行き止まり
指 定 を 受 け た 年 月 日 ・ 番 号		
備 考	変更（取消）番号・年月日	
	第 号 年 月 日	

様式第9号（その2）（第9条関係）

副

道 路 変 更（取消し）通 知 書

<p>年 月 日付で申請のあった建築基準法第42条第1項第5号の 指定に係る道路の変更（取消し）については、当該道路の指定を変更した（取り消し た）ので、和光市建築基準法施行細則第9条第2項の規定により、通知します。</p> <p>変更（取消）番号 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和光市長 印</p>		
申請者住所氏名	電話	
指定を受けた者の 住所氏名	電話	
代理者住所氏名	電話	
函面作成者 住所氏名	電話	
変更(取消し)となる 道路の地名・地番		
変更(取消し)となる 道路の概要	幅員 m	延長 m
	面積 m ²	形態 通り抜け・行き止まり
備 考		

道路位置指定等の事前審査願

年 月 日

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置指定等を受けることを計画しているので、関係書類を添えて事前審査を願います。

申請者			
住所氏名			電話番号
代理者			
住所氏名			電話番号
計画道路の 地名地番	和光市		
接続先道路	種別：42条 項 号	幅員 m	
	国・県・市道 号線	指定 年 月 日 号	
盛土規制法の許可が必要な工事の有無		有 ・ 無	
計画に係る 道路の概要	幅員 m	延長 m	
	面積 m ²	形態 通り抜け・行き止まり	
	利用宅地面積 m ²	転回広場 有・無	
添付 図書	<input type="checkbox"/> 1. 道路位置図	審査基準 I 5 参照（承諾印等は不要）	
	<input type="checkbox"/> 2. 登記事項証明書	道路となる土地及び沿接地の登記事項証明書（土地・建物）※要約書も可	
	<input type="checkbox"/> 3. 求積図	道路となる土地及び利用宅地等	
	<input type="checkbox"/> 4. 給排水計画図	小規模開発行為の土地利用計画図等	
	<input type="checkbox"/> 5. その他		
備考			

施行	平成13年10月	1日
改正	平成15年10月	1日
改正	平成17年	3月 7日
改正	平成28年	6月17日
改正	平成31年	4月 1日
改正	令和 6年	8月21日
改正	令和 8年	6月12日

発行 和光市 都市整備部 建築課